

1.3 中学校又は高等学校の他教科免許状の取得方法（別表第4）

所有する中学校又は高等学校の他教科免許状を取得する方法です。

（例1）中学校及び高等学校教諭1種免許状（数学）所有者が、中学校及び高等学校1種免許状（理科）を申請する場合

（例2）中学校教諭1種免許状（数学）所有者が、中学校教諭2種免許状（国語）を申請する場合

第1欄		第2欄	第3欄		
受けようとする他の教科についての免許状の種類	所要資格	有することを必要とする第1欄に掲げる教員の1以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数（内訳）		
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	大学が独自に設定する科目
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	20	8	24 指定なし
	1種免許状	専修免許状又は1種免許状	20	8	
	2種免許状	専修免許状、1種免許状又は2種免許状	10	3	
高等学校教諭	専修免許状	専修免許状	20	4	24 指定なし
	1種免許状	専修免許状又は1種免許状	20	4	

- ※ 中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」については、「1.8 教科に関する専門的事項の修得内容」の全科目にわたって、一般的包括的内容を含んで修得してください。
- ※ 「大学が独自に設定する科目」は大学院又は大学の専攻科で、専修免許状及び1種免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は、4年制大学で修得してください。
- ※ この表により、他教科の専修又は1種免許状の授与を受けようとする者が、当該教科の1種又は2種免許状を有するときは、専修又は1種の第3欄に定める単位数から、それぞれ1種又は2種免許状の第3欄に定める単位数を差し引くことができます。